

質 疑 回 答 書

1 件 名 越谷市立越ヶ谷小学校 外 44 校電力購入（単価契約）

2 場 所 越谷市立越ヶ谷小学校 越谷市中町 1 番 41 号 外 44 か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力（KW）と使用の有無（使用する場合は使用量）もお教えてください。	A 1 : 自家発補給電力の契約はありません。
Q 2 : 各施設の 30 分毎の電力使用量を電子データ（Excel 形式）で頂くことは可能でしょうか。	A 2 : 集計をしていないため提供できません。
Q 3 : 請求について、 ① 供給施設内にご入居されている企業様はございますか。ある場合、ご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事ができません。ご了承いただけますか。 ② 弊社の請求書は、翌月 15 日迄に到着とし、請求書受領後 30 日以内（翌々月 15 日迄）にお支払いとなります。ご了承いただけますか。	A 3 : ① 施設内に入居している企業はありません。 ② 了承いたします。
Q 4 : 別紙 1（需要場所及びその他の事項）に計量日がございますが、毎月の計量日は東京電力パワーグリッド株式会社の定める日となります（弊社が決定していないため）ので、検針日が 1 日以外の場合は年間の請求が 13 回、かつ供給最終月のご請求が翌月、	A 4 : 了承いたします。

翌々月の2回に分割されます。ご了承いただけますか。

Q5：川柳小学校ならびにその他の施設において、契約期間中に、受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事を予定している施設はありますでしょうか。

該当する施設がある場合、今回弊社が落札し、仮に次回他社が供給することになった際は、増加工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで弊社との需給契約が廃止される時（または契約電力等を1年に満たさないで減少される時）は、増加された日に遡って、臨時電力の料金が適用されます。

現時点においては次回の入札結果はわからないため、今回の入札では1年以上弊社との契約が継続するものとして応札価格を算定させていただきますが、上記の事例となった場合は、後日料金を精算させていただくこととなりますのでご了承願います。

Q6：弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目の事項に関しては旧一般電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。

Q7：弊社が落札した場合、計量日はこれまでどおり地区の検針日が基準となりますがよろしいでしょうか。

その場合、今回の入札による契約開始日および契約終了日前後での、請求書の分割は行えず、場合により年間の請求が13回になることがあります。よろしいでしょうか。

Q8：開札の結果により、供給する小売電気事業者が変更となる場合は、供給者変更（ス

A5：期間中の増加工事の予定はありません。

A6：仕様書に定めのないその他の供給条件については、旧一般電気事業者の電気需給約款によるものとし、その他の疑義については、双方協議のうえ決定します。

A7：了承いたします。

A8：速やかに手続きを行います。

スイッチング)の申込手続きを小売電気事業者が行う必要があります。

一般送配電事業者の取り決めにより、スイッチングの申込期日が厳格に定められているため、開札以降すみやかに、小売電気事業者宛に廃止申込および使用申込手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

Q 9 : 質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。

Q 10 : 入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。

Q 11 : 弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。

Q 12 : 見積金額内訳書は入札時の添付書類でしょうか。

Q 13 : 契約期間中に建替えや増築、トランス増量、受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。

Q 14 : 各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。

Q 15 : 毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が13回となる場合があります。また料金の算定期間も計量日か

A 9 : 確認が必要な場合は、越谷市役所契約課までご連絡ください。

A 10 : 変更や修正が生じた場合、逐次HPに掲載いたします。

A 11 : 軽微なものについては、メール等の協議も可能です。ただし、重要な事項の場合には、来庁していただくこともあります。

A 12 : 見積金額内訳書は添付書類ではありません。

A 13 : 仕様書5-(7)で記載のとおり川柳小学校の校舎増築を行いますが、トランス増量、受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定はありません。

A 14 : 了承いたします。

A 15 : 了承いたします。

<p>ら計量日の前日となりますが、その旨ご了承くださいいただけますか。</p>	
<p>Q 1 6 : 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じていただけますか。</p>	<p>A 1 6 : 天災等不測の事態に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、協議に応じます。</p>
<p>Q 1 7 : 請求書をまとめる場合、計量日によって請求書2通になる場合がございますが、ご了承くださいいただけますでしょうか。</p>	<p>A 1 7 : 各月ごとに、小学校30校分と中学校15校分の合算分をそれぞれまとめた請求をお願いします。</p>
<p>Q 1 8 : 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。</p>	<p>A 1 8 : WEB請求書での対応は不可能です。</p>
<p>Q 1 9 : 検診結果は、請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承くださいいただけますか。</p>	<p>A 1 9 : 了承いたします。</p>
<p>Q 2 0 : 落札後に契約約款について協議することは可能でしょうか。</p>	<p>A 2 0 : 越谷市電力供給契約約款は変更できません。仕様書5(9)のと通りの対応となります。</p>
<p>Q 2 1 : 配布いただきました、電力供給契約約款(長期継続契約)第9条に「計量日は原則として毎月1日とすることを基準に、発注者と受注者とが協議して決定する。」とございますが、計量日は現在供給されている電力会社から変更できません。その為、料金の算定期間においては1日から月末ではなく、計量日から計量日の前日までとなる旨、ご了承ください。</p>	<p>A 2 1 : 了承いたします。</p>
<p>Q 2 2 : 弊社供給の場合、旧一般電気事業者と同様の付帯契約(蓄熱割等)の適用ができませんがご了承くださいいただけますでしょうか。</p>	<p>A 2 2 : 了承いたします。</p>
<p>Q 2 3 : 入札書の単価書に記載する金額は小数点第何位まで記載するか教えてください</p>	<p>A 2 3 : 小数点第2位までの数値としてください。</p>

